令和５年５月１８日
令和５年度第１回介護保険運営協議会
審議事項（１）－４

習志野市
光輝く高齢者未来計画 2024

≪高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画≫
令和６（2024）年度 ～ 令和８（2026）年度

骨子案（令和５年４月）

令和６年３月

習 志 野 市

令和５年５月１８日
令和５年度第１回介護保険運営協議会
審議事項（１）－４

＜目　次＞

第１編　計画の全体像

第１章　計画策定にあたって 3
第１節　計画策定の背景 3
第２節　計画期間 4
第３節　計画の位置づけ 5
第４節　この計画が目指すこと 7
第５節　計画の策定プロセス 10
第６節　計画の進捗管理 13
第２章　習志野市の現状と課題 15
第１節　習志野市の高齢化の状況と推移 15
第２節　日常生活圏域別の高齢化の状況と推移 17
第３節　習志野市の介護保険の状況と推移 19
第４節　習志野市の高齢者の状況と推移 27
第５節　高齢化による課題 34
第３章　本計画における施策の基本目標 47

第２編　具体的な施策の展開 .... ●

第３編　介護保険事業費と保険料の推計 .... ●

第４編　資料編 .... ●

「第2編 具体的な施策の展開」以降は、

第３回会議の中でお示しします。

第１編　計画の全体像

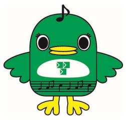

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の背景と趣旨

平成12（2000）年4月に始まった介護保険制度は、令和6（2024）年には25年目を迎え、高齢者等の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着してきています。

一方で、令和7（2025）年にはいわゆる「団塊の世代」の人すべてが75歳以上となり、また、令和22（2040）年には、「団塊ジュニア」の世代が65歳以上になる等、引き続き、人口構造の高齢化が進むものと予測されます。

習志野市においても、平成12（2000）年度には12.8%であった高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）が、令和4（2022）年度には23.5%となり、「超高齢社会」と呼ばれる社会構造になっています。また、高齢化率の今後の推計では、令和7（2025）年度は24.0%、令和22（2040）年度には29.7%になるものと予測しています。本市の高齢化の状況は、国や千葉県と比較すると進み方が緩やかですが、小さなコミュニティ単位でみると国や千葉県以上に急速に進んでいる地域もあり、よりきめ細やかな対応が求められています。

国では、近年進めている「地域包括ケアシステム」の深化・推進に加えて、「地域福祉」の分野を中心に、福祉の「受け手」と「担い手」を固定せず、誰もが地域の課題を我が事とし、さまざまな主体が一丸となってその解決に取り組んでいく「地域共生社会」の実現の方向が示され、取り組みが進められています。

このような状況を踏まえ、中長期の高齢者福祉や介護保険のあり方を展望しつつ、当面の具体的な取り組みを位置づけるものとして、本計画を策定します。

第２節　計画期間

第9期となる本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

本計画においては、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組むとともに、地域の課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が連携して対応する、「地域共生社会」の実現を目指します。

具体的には、本市における中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、医療と介護の連携の推進、認知症関連施策の推進等を図っていきます。

◆計画の期間

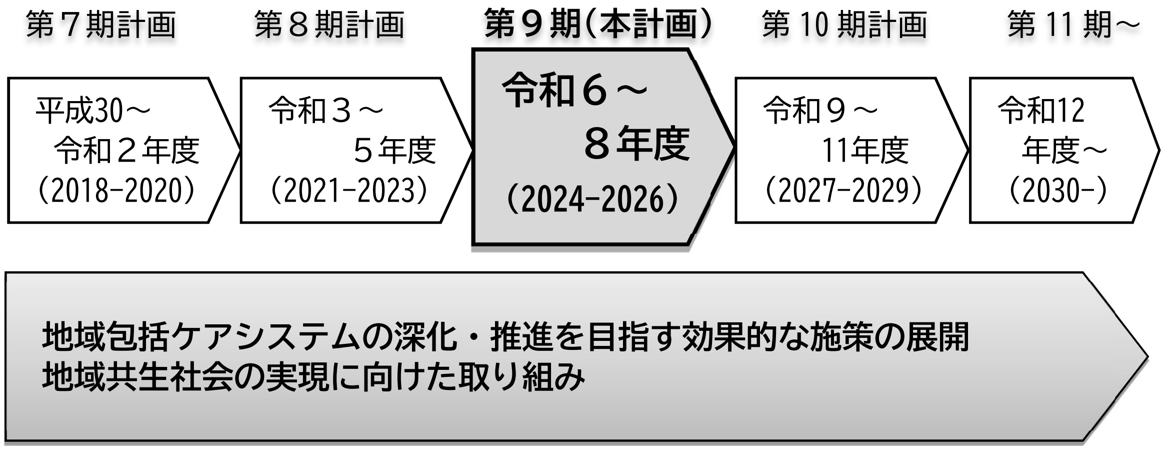

※この計画は、前期計画を「第8期計画」、本計画を「第9期計画」、次期計画を「第10期計画」としています。

第３節　計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関して市が定める計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して市が定める計画です。

これらの計画は、一体のものとして作成するよう、定められています。

他の計画などとの関わり

本計画は、国の指針や千葉県の高齢者施策・計画などと連動しつつ、「習志野市長期計画」が掲げる理念や将来都市像をもとに、市の他の計画との調和を図り、習志野市における高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的な施策などを示したものです。

◆計画の位置づけ

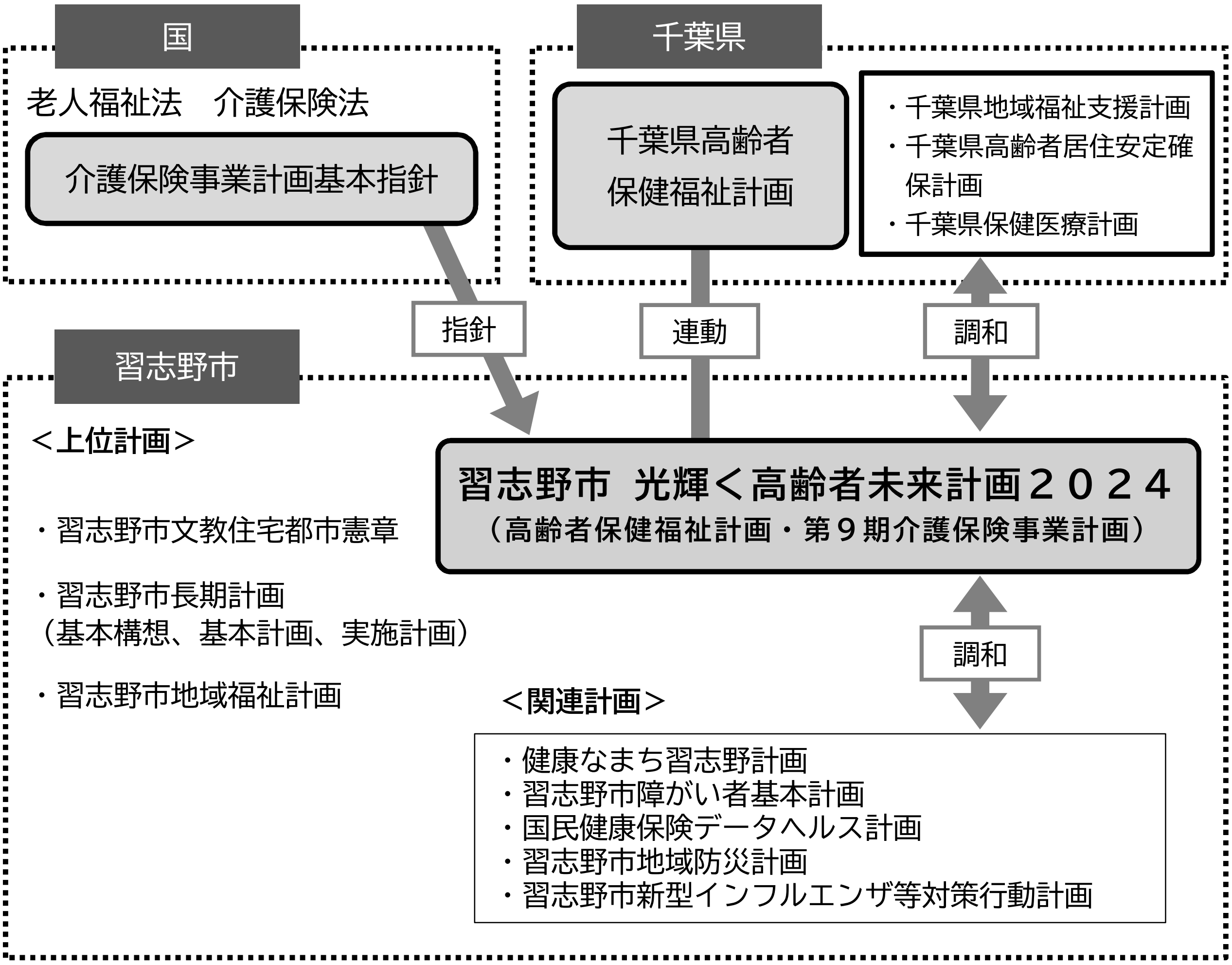

◆上位・関連計画の概要

計画の名称	概　要
習志野市長期計画	まちづくりの基本理念である「習志野市文教住宅都市憲章」の下に、まちづくりの基本的な考え方や方向性を表す「基本構想」を定め、さらに基本構想で示した将来都市像を実現するための施策を表す「基本計画」、具体的な事業を表す「実施計画」で構成される計画の総称
習志野市地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域の助けあいによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を示した計画
健康なまち習志野計画	健康増進法第８条第２項の規定に基づく「市町村健康増進計画」、および「（通称）習志野市健康なまちづくり条例」第10条に基づく基本計画であり、市民の健康の増進・推進に関する施策の方向性を示した計画
習志野市障がい者基本計画	障害者基本法第11条第３項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示した計画
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法の保健事業の実施などに関する指針第５条および高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づく「市町村国民健康保険データヘルス計画」であり、医療・健康データを活用し、保健事業を効果的かつ効率的に行う方向性を示した計画
習志野市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づく「市町村地域防災計画」であり、災害に対処するための方向性を示した計画
習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条の規定に基づく市町村行動計画であり、市区域に係るインフルエンザ等に対処するための方向性を示した計画

第４節　この計画が目指すこと

計画の基本理念

住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち

本市では、介護保険制度が創設された平成12（2000）年度から高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を一体として定め、介護サービスの確立や健康づくり、介護予防に取り組んできました。

この間、高齢化は急速に進み、本市の高齢化率は平成12（2000）年度の12.8%から令和4（2022）年度には23.5%と増加するとともに、独居の高齢者や高齢者世帯が増加し、地域社会や家族関係のあり方が希薄化する等、高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。

今後も全国的に高齢化は進行を続け、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年以降、介護・福祉サービスの需要が増加し、多様化するほか、令和22（2040）年頃には、現役世代の急激な人口減少も予測されています。

このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」・「介護」・「介護予防」・「住まい（生活の場）」・「生活支援」を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっており、平成27（2015）年度からスタートした「習志野市　光輝く高齢者未来計画2015」（第6期計画）から、『住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち』を基本理念として掲げ、施策を展開しています。

本計画では、「習志野市　光輝く高齢者未来計画2018」（第7期計画）で定めた次の4つの基本目標を引き続き掲げ、習志野市らしい地域包括ケアシステムの推進と地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図り、『住み慣れた地域で、健やかに暮らし、やさしさで支え合うまち』の構築を目指します。

基本目標１　自分に合った生活場所と介護サービスの充実
基本目標２　安定した日常生活のサポート
基本目標３　いつまでも元気に暮らせる健康づくり
基本目標４　地域で支え合う仕組みの拡大

◆『地域包括ケアシステム』の姿

「日常生活圏域」（P.17）を基本とする各圏域において、自立した生活が可能な「住まい（生活の場）」が確保され、個人の尊厳が保持された状態のもと、それぞれの「住まい（生活の場）」において、個々の課題に合った「医療」と「介護」のサービスが専門職の連携のもとで提供されるとともに、ニーズに応じた「生活支援」と「介護予防」が地域住民を含む幅広い担い手によって提供されるよう、『地域包括ケアシステム』の推進を図ります。

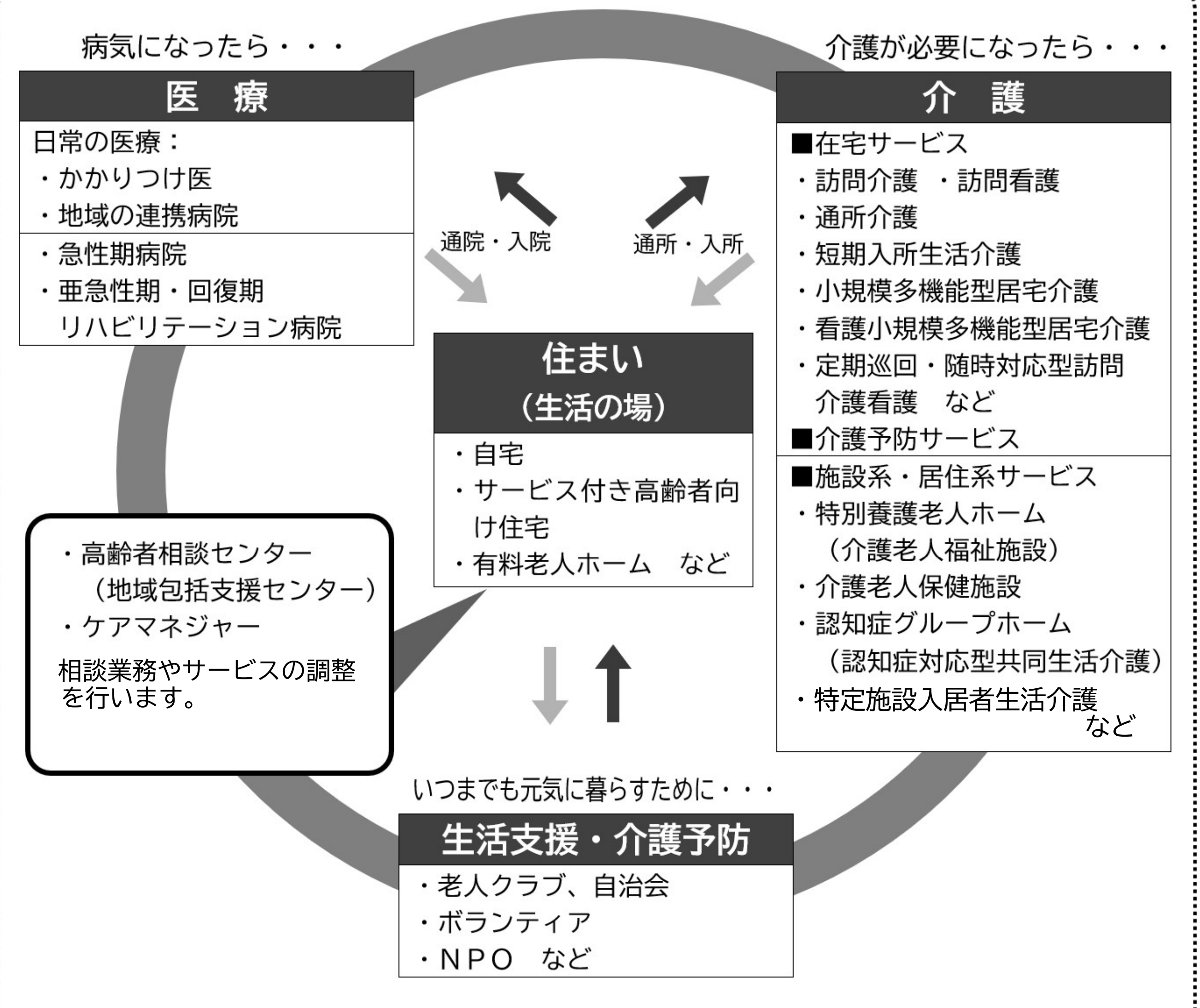

※地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定

◆『地域包括ケアシステム』の推進

地域包括ケアシステムの推進のポイント

医療・介護

◆個々人の課題に合った医療と介護が、専門職の連携のもとで提供される状態を目指します

【本計画の方向性】
住み慣れた地域において提供される専門的サービスの量的および質的な充実

地域密着型サービスの追加整備による介護サービスの量的な充実
【基本施策 1-1 介護サービスの提供体制の整備】（P.●）

ケアプラン点検などの実施による介護サービスの質の確保
【基本施策 1-4 介護給付の適正化】（P.●）

在宅医療と介護の連携・推進により、在宅で安心して生活を続けられる医療・介護サービスの質的な充実
【基本施策 2-3 医療と介護の連携体制の構築】（P.●）

生活支援・介護予防

◆個々人の課題に合った介護予防と地域の実情に応じた生活支援が、多様な担い手により提供される状態を目指します

【本計画の方向性】
地域住民を含む幅広い担い手による「支え合い」や「予防」の活動の充実と専門職による活動への支援

緩和した基準によるサービスや住民主体のサービスの拡充による、介護予防・生活支援サービスの量的な充実
【基本施策 2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）】（P.●）

認知症の人が、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるための支援体制の推進
【基本施策 2-4 認知症施策の推進】（P.●）

地域リハビリテーション活動支援事業や介護予防教室の実施による運動の習慣化と介護予防効果の向上
【基本施策 3-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）】（P.●）

地域で高齢者を支える担い手の創出と活動の活発化
【基本施策 4-1 高齢者を地域で支える仕組みの拡大】（P.●）

住まい（生活の場）

◆生活の基盤として、個々人の希望と負担能力に適った住まい方が選択できる状態を目指します

【本計画の方向性】
高齢者向け住まいの適切な供給

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの供給量の確保
【基本施策 1-2 高齢者の住まいの確保】（P.●）

第５節　計画の策定プロセス

本計画を策定するにあたっては、市民や介護サービス事業者の実態把握のため、令和４（2022）年度に「高齢者等実態調査」を行うとともに、要介護認定者などの在宅生活や介護者の就労の継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するため、「在宅介護実態調査」を行いました。

これらの調査結果をもとに、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護保険被保険者、介護サービス事業者から構成する「習志野市介護保険運営協議会」（P.●）における審議を経た上で、令和５（2023）年●月に「習志野市　光輝く高齢者未来計画2024（高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画）（案）」を作成し、広報習志野や市のホームページを通じて市民から幅広く意見（パブリックコメント）を募集して、策定しました。

◆計画の策定プロセス

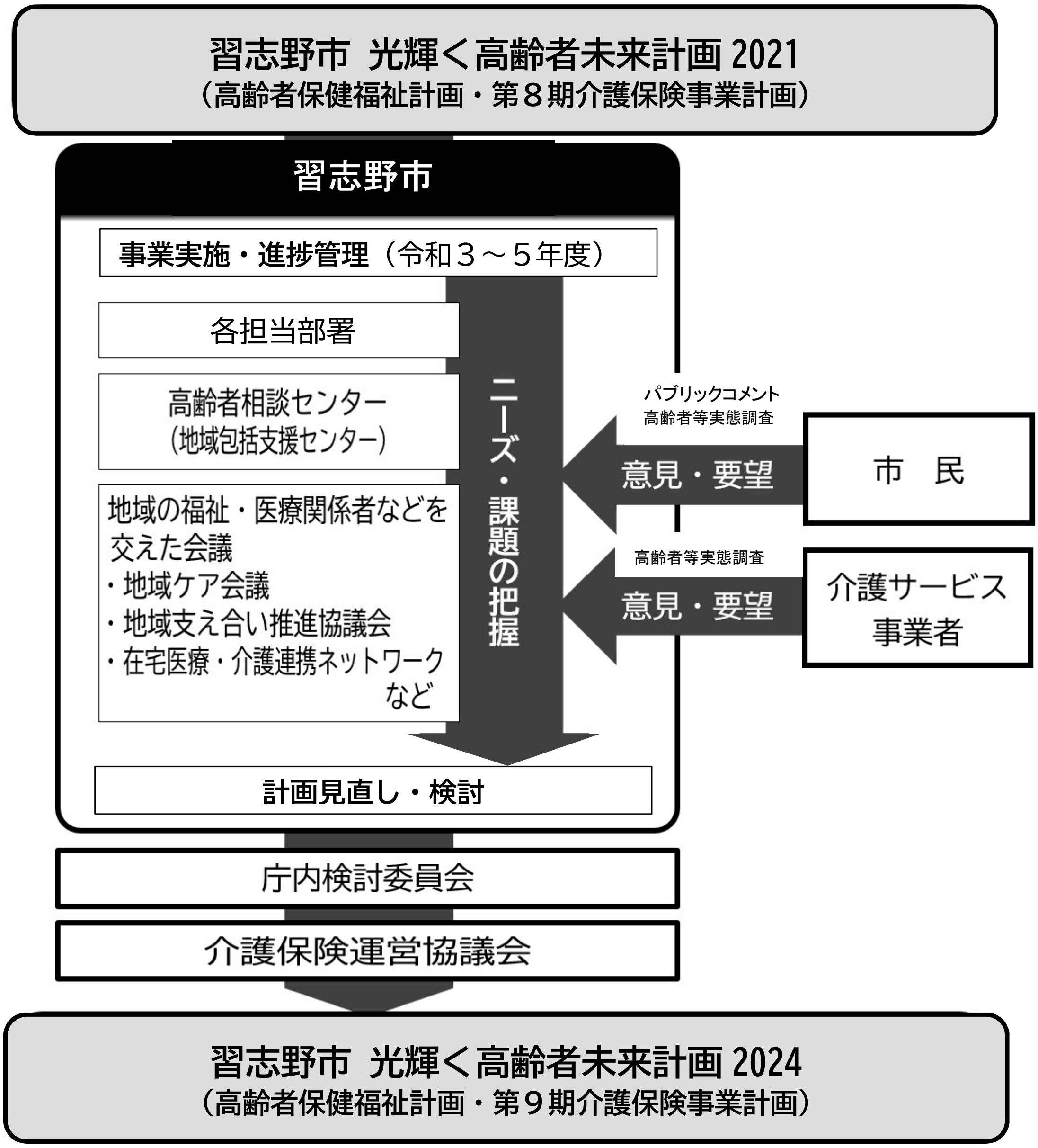

◆計画の策定経過

日時		会議・作業など	内容
平成31年	4月1日～ 令和2年 3月31日	在宅介護実態調査の実施	—
令和元年	7月11日	令和元年度第1回介護保険運営協議会	「高齢者等実態調査」の実施について
	10月15日	令和元年度第1回庁内検討委員会	「高齢者等実態調査」の調査項目について
	11月7…		…いて
	12月… 令和… 1月…		
令和2年	4月1…		…中
	5月1…		…中
	7月1…		…事業
	8月6日	令和2年度第2回介護保険運営協議会	…介護保険事業 計画（骨子案）について
	10月16日	令和2年度第3回庁内検討委員会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について
	11月5日	令和2年度第3回介護保険運営協議会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について
	11月9日	庁議	パブリックコメントの実施について
	11月18日～ 12月18日	パブリックコメントの実施	意見などの提出者数　：　2名 意見などの件数　　　：　34件
令和3年	1月15日	令和2年度第4回庁内検討委員会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（最終案）について
	2月4日	令和2年度第4回介護保険運営協議会	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（最終案）について
	2月8日	庁議	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について

作成中

◆計画を策定するための各種調査の概要

高齢者等実態調査

区分	抽出方法	送付数	有効回収数	有効回収率	（参考） 前回回収率
一般高齢者 （65 歳以上）	無作為抽出	1,500 人	1,011	67.4%	61.1%
要支援認定者・事業対象者 （①）	無作為抽出	1,500 人	976	65.1%	50.8%
在宅要介護認定者（②）	無作為抽出	1,500 人	819	54.6%	
介護保険施設入所者	全員	816 人	468	57.4%	44.6%
一般若年者 （40 歳以上 64 歳以下）	無作為抽出	1,500 人	729	48.6%	39.5%
介護サービス提供事業者	全事業者	129	63	48.8%	50.5%

・調査方法 … 郵送による配布・回収

・調査期間 … 令和４（2022）年12月15日～令和５（2023）年１月10日

※前回調査（令和元年度）では、①と②を合わせて「在宅認定者等」として1,500人を調査しました。

在宅介護実態調査

区分	在宅認定者
1. 対象者	在宅で要支援・要介護認定を受けていて、認定更新、認定区分変更の申請を行い、令和4（2022）年9月12日から令和5（2023）年3月31日に市認定調査員による介護認定状況調査を行った人 ※入院中、介護保険施設、特定施設、認知症グループホームの入居者は対象外 特定施設入居者生活介護または地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などの入居者は、在宅と見なし調査対象
2. 回答者数	●人
3. 調査方法	市認定調査員による聞き取り
4. 実施時期	令和4（2022）年9月12日～令和5（2023）年3月31日

第６節　計画の進捗管理

◆庁内の推進体制

本計画に定める各施策は、福祉・保健・医療・まちづくり・防災など広範囲にわたっています。

計画を効果的に実行し、推進していくためには、庁内の関係各課が緊密に連携して取り組む必要があります。そこで、健康福祉部を中心とする組織体制で、計画の推進を図ります。

【健康福祉部】

＜高齢者支援課＞

○高齢者福祉サービス・権利擁護
○介護予防・生活支援（地域支援事業）
○老人福祉施設の整備　など

＜介護保険課＞

○介護保険制度の運用
○介護サービス事業者の指定・指導　など

＜健康支援課＞

○健康づくり・健康診査・介護予防
　など

計画の進捗管理
高齢者支援課・介護保険課・健康支援課など

連携

【都市環境部】

○バリアフリーのまちづくり
○住宅関連施策　など

【協働経済部】

○消費者被害の防止
○地域コミュニティ関連施策　など

【総務部】

○地域防災関連施策　など

【教育委員会 生涯学習部】

○生涯学習・生涯スポーツの推進
　など

◆関係団体や地域との連携

さまざまな人が地域で支え合いに参加するための場の提供や、地域の中での協働・連携をさらに深め、住み慣れた地域の中で、高齢者を支えながら過ごせるような体制づくりを推進します。

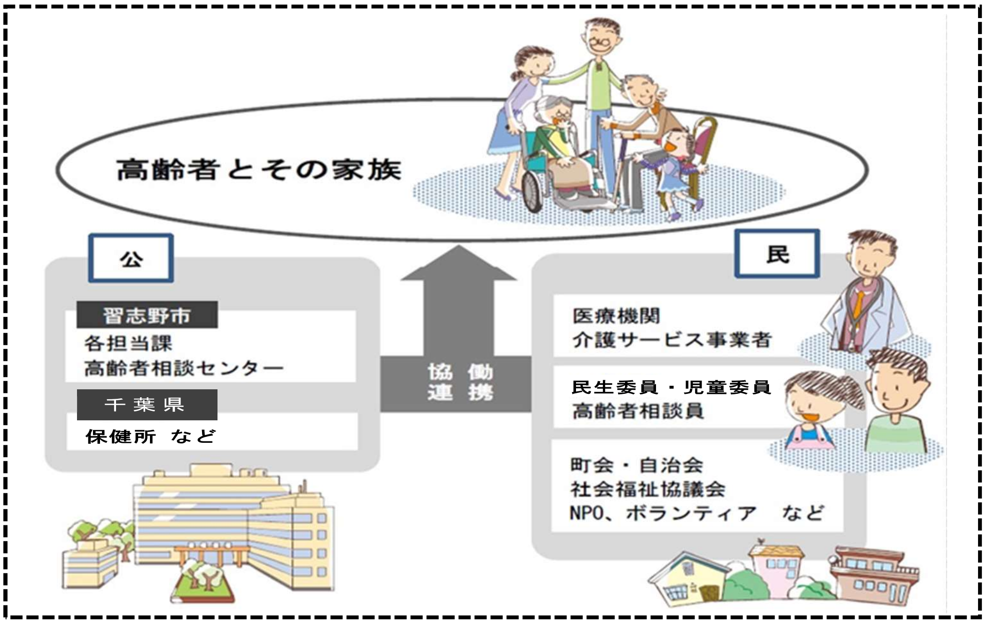

◆計画の進捗管理と実績評価

本計画を着実に実行していくためには、進捗状況を客観的に評価し、点検することが必要です。

このため本市では、「習志野市介護保険運営協議会」において、介護保険事業や高齢者施策全体にわたり、意見を取り入れながら、PDCAサイクル（計画→実施→評価→改善）を踏まえた進捗管理を行います。

本計画において設定した各施策の個別目標（P.●）に対する取り組みの達成状況について、各年度、中間（4月～9月）および実績（10月～3月）評価を行います。個別目標には、「プロセス指標（取り組みの実施過程の数値）」と「アウトカム指標（取り組みの実施による効果や成果を表わす数値）」を使用しています。

また、第 10 期計画の策定にあたっては、この評価結果を踏まえて策定を行うものとします。

計画期間（３年間）における進捗管理

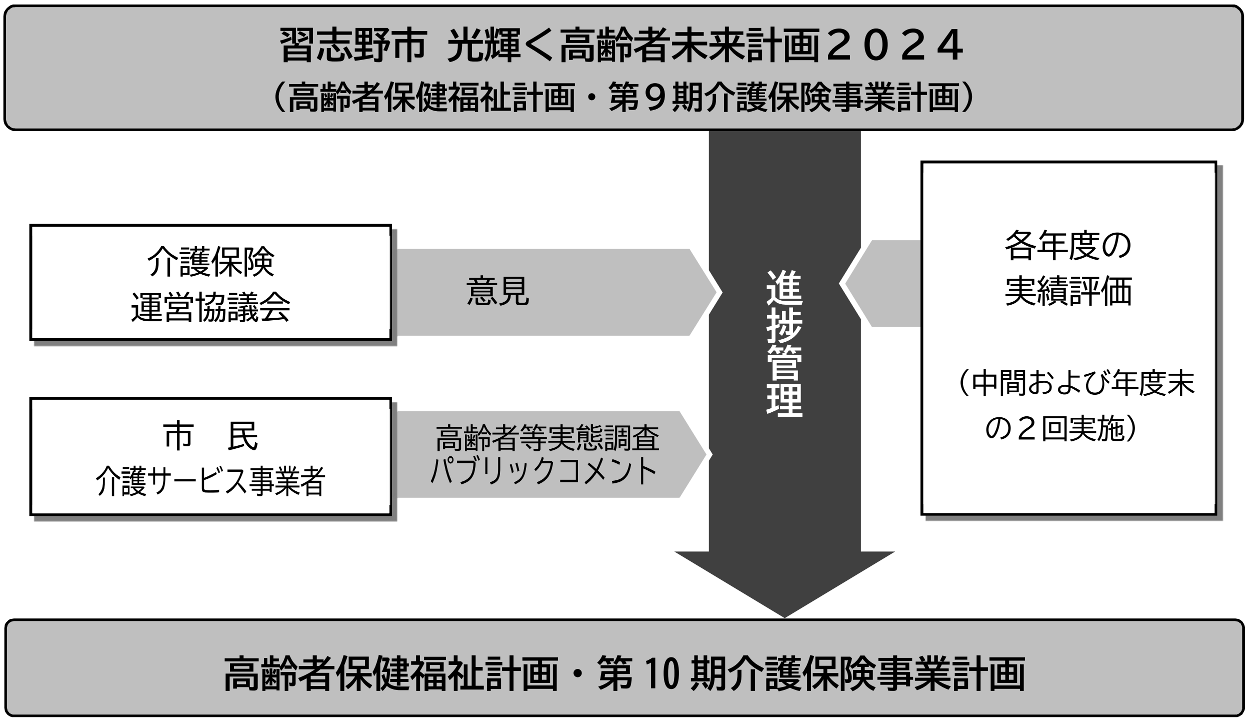
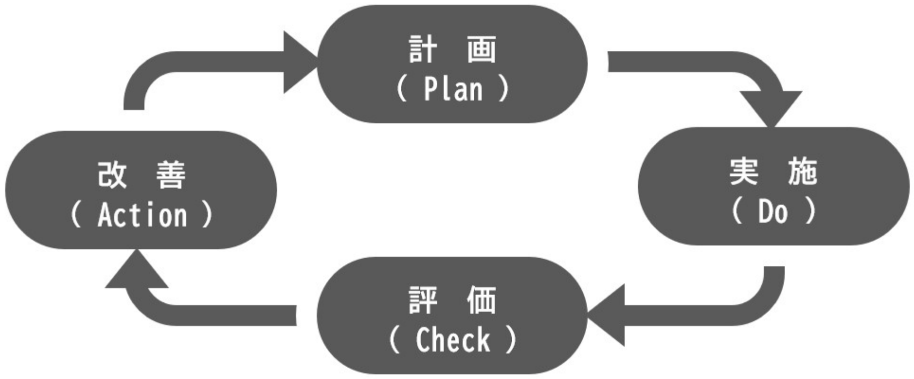
ＰＤＣＡサイクルの流れ